

# 9月10日～16日は自殺予防週間です

毎年、9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、9月10日からの1週間を自殺予防週間としています。北海道における自殺者数は、近年、減少してきていますが、年間1,000人以上の方々が自ら命を絶つという事態が続いています。自殺を考えている人は、助けを求めている場合も多く、様々なサインを発しています。そのサインに気づき、声をかけ、話を聴き、必要な相談機関につなげることで予防することができます。

【お問い合わせ先】 日高町役場 健康増進課 健康増進グループ 電話 01456-2-6571  
日高総合支所 地域住民課 健康・介護グループ 電話 01457-6-3173

## 〇 こころの専門機関

- ・北海道いのちの電話（秘密厳守・匿名相談可・24時間対応）  
電話 011-231-4343
- ・こころの電話相談（北海道立精神保健福祉センターの相談窓口）  
月～金 9:00～21:00、土・日・祝日 10:00～16:00  
電話 0570-064-556
- ・北海道静内保健所（月～金 9:00～17:00）  
精神科医師による相談 月1回 予約制ですので、電話でお問い合わせください。  
電話 0146-42-0251

## 〇 経済問題

- ・法テラス（月～金 9:00～21:00、土 9:00～17:00）  
電話 0570-078-374

## 〇 配偶者やパートナーからの暴力、家族間のトラブルについて

- ・北海道立女性相談援助センター（月～金 9:00～17:00 祝日、年末年始を除く）  
DVに関する相談は、下記の時間も受付しています。  
月～金 17:30～20:00（祝日、年末年始を除く）  
土・日・祝 9:00～17:00（年末年始を除く）  
電話 011-666-9955
- ・各警察相談センター（毎日24時間）  
電話 #9110

## 〇 いじめについて

- ・子ども相談支援センター（毎日24時間）  
電話 0120-3882-56
- ・日高教育局教育相談  
月～金 8:45～17:30  
電話 0146-22-1325

## 〇 労働問題・職場のメンタルヘルスについて

- ・北海道労働相談ホットライン  
（月～金 17:00～20:00、土 13:00～16:00 祝日、年末年始除く）  
電話 0120-81-6105

出産や手術で大量出血した方などへ

## C型肝炎検査を受けましたか？

過去に、妊娠中や出産時の大量出血、手術での大量出血をした方などの中には、特定の製剤の投与を受けたことにより、C型肝炎ウイルスに感染した方が多数います。こうした感染被害者の方々に対し、「C型肝炎特別措置法」に基づき給付金の支給が行われています。

1. 対象となる製剤が投与されたか
2. その製剤が使用されたことによってC型肝炎ウイルスに感染したか
3. 症状

を確認し、事実関係が認められれば、給付金の支給を受けることが可能です。

**この給付金を受けるためには、平成30年1月15日までに国を相手とする裁判を提起する必要があります。**

出産や手術での大量出血などの際に、血液から作られた医薬品（フィブリノゲン製剤・血液凝固第9因子製剤）が使用された方、身に覚えのある方、もしやと思う方は、まずは肝炎ウイルス検査を受けましょう。給付金の受け取りについて、詳しくは、政府広報オンラインをご覧ください。

●政府広報オンライン <http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201207/1.html>

または【政府広報 C型肝炎】でインターネット検索

## 特定健診受診に関する調査について

日高町では、今年度まだ特定健診を受けていない国民健康保険加入者（40歳～74歳）の方を対象に、「特定健診受診に関する調査」のアンケート用紙をお送りさせていただきます。

ご多忙とは存じますが、お早めの提出をお願いいたします。

※アンケートの提出状況・回答内容等により、**町から委託を受けた大和産業（株）の保健師より受診に関するご連絡をさせていただく場合があります。**個人情報や回答内容など秘密は守られますので、ご理解、ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

### 【お問い合わせ先】

日高町役場 健康増進課 電話 01456-2-6571

日高総合支所 地域住民課 電話 01457-6-3173

## 「児童扶養手当」・「特別児童扶養手当」の 現況届の提出はお済みですか？

該当する方へ個別にお知らせしておりますが、提出はお済みでしょうか？

本来の提出期限は次のとおりですが、まだ提出されていない方は速やかにご案内した窓口で手続きされますようお願いいたします。

なお、提出がなければ手当を受けることができなくなりますので、注意してください。

【提出期限】 児童扶養手当 平成29年8月31日（木）  
特別児童扶養手当 平成29年9月8日（金）

【お問い合わせ先】 日高町役場 子育て福祉課 子育て支援グループ 電話 01456-2-6183  
日高総合支所 地域住民課 福祉・保険グループ 電話 01457-6-3173